処分基準整理票

| 尼月至中正柱宗 | | | | | |
|------------------|--|--|-------|-----|-----|
| 処分の内容 | | 蓮田市自転車駐車場の指定管理者の指定の取消し及び 指定管理業務の全部又は一部の停止命令 | | | |
| 根拠法令及び条項 | | 蓮田市自転車駐車場条例 第9条 | | | |
| 処分基準 | ■ 有 (第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無 (根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当) | | | | |
| | 公表 ■ | ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7 | 条第4項第 | 号に該 | €当) |
| | 【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (指定の取消し等) | | | | |
| | 第9条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 | | | | |
| | (1) 前条の指示に従わないとき。 | | | | |
| | (2) 第5条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。(3) 第6条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。 | | | | |
| | (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。 | | | | |
| | 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。 | | | | |
| 処 分 基 準 設定年月日 | | | 年 | 月 | 日 |
| 所管部署 | | 環境経済部 自治振興課 | | | |
| 備考 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。